

諮問庁：検事総長

諮問日：令和2年6月17日（令和2年（行個）諮問第103号）

答申日：令和3年5月20日（令和3年度（行個）答申第16号）

事件名：本人が送付した「東京高等検察庁内検事総長」宛の文書に係る上申書の写し等の不開示決定（適用除外）に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

別紙1に掲げる文書（以下「本件文書」という。）に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）第4章の規定は適用されないとして不開示とした決定は、妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

法12条1項の規定に基づく開示請求に対し、令和2年3月17日付け最高検企第89号により検事総長（以下「検事総長」，「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）を取り消すとの裁決を求める。

#### 2 審査請求の理由

別紙2（審査請求書）のとおり。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 開示請求の内容及び処分庁の決定

##### （1）開示請求の内容

審査請求人は、保有個人情報開示請求書において、本件文書に記録された保有個人情報（本件対象保有個人情報）の開示を求めるものとして開示請求を行ったものである。

##### （2）処分庁の決定

処分庁は、審査請求人の開示請求が、審査請求人が行った別件審査請求について、諮問庁が情報公開・個人情報保護審査会宛てに提出した理由説明書の記載を引用した記載で、審査請求人が提出した特定告訴状（添付資料を含む。以下同じ。）の写し、決裁書及び返戻理由書の開示を求めるものと特定した上、告訴事件等に関して作成又は取得する書類は、訴訟に関する書類に該当することから、開示請求に係る保有個人情報は、刑事訴訟法（以下「刑訴法」という。）53条の2第2項の規定により、法第4章の適用が除外されている「訴訟に関する書類に記録されている個人情報」に該当するとして、保有個人情報の開示をしない旨

の決定（原処分）を行った。

## 2 本件諮問の要旨

審査請求人は、審査請求書において、「第1記載の処分（特定検事総長がした令和2年3月17日付け最高検第89号の保有個人情報不開示決定処分）を取り消す」との裁決を求める。」として、原処分を取り消すとの裁決を求めているところ、諮問庁においては、原処分を維持することが妥当であると認めたので、以下のとおり理由を述べる。

### (1) 「訴訟に関する書類に記録されている個人情報」に該当するとした不開示決定について

#### ア 「訴訟に関する書類」の意義

「訴訟に関する書類」とは、被疑事件・被告事件に関して作成又は取得された書類であり、これらの書類は、①刑事司法手続の一環である捜査・公判の過程において作成又は取得されたものであり、捜査・公判に関する活動の適正確保は、司法機関である裁判所により図られるべきであること、②刑訴法47条により、公判の開廷前における「訴訟に関する書類」の公開を原則として禁止する一方、被告事件終結後においては、刑訴法53条及び刑事確定訴訟記録法により、一定の場合を除いて何人にも訴訟記録の閲覧を認め、その閲覧を拒否された場合の不服申立てにつき準抗告の手続によることとされるなど、刑訴法（40条、47条、53条、299条等）及び刑事確定訴訟記録法により、その取扱い、開示・不開示の要件、開示手続等が自己完結的に定められていること、③典型的に秘密性が高く、その大部分が個人に関する情報であるとともに、開示により犯罪の捜査、公訴の維持その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれが大きいものであることから、法の適用除外とされたものである。

また、刑訴法53条の2第2項は、法の適用除外の対象について「訴訟記録」だけに限らず、「訴訟に関する書類」と規定していることから、被疑事件・被告事件に関して作成された書類の全てが同条の規定する「訴訟に関する書類」に該当し、訴訟記録に限らず、不起訴記録、不提出記録はもとより、不受理とされた告訴に係る書類やその写しも「訴訟に関する書類」に含まれるものと解されるほか（平成21年度（行個）答申第83号、平成23年度（行個）答申第29号）、刑事事件の捜査の過程で作成又は取得された文書も、同様に「訴訟に関する書類」に含まれると解されるものである（平成30年度（行個）答申第10号）。

#### イ 本件開示請求に係る対象文書について

本件開示請求は、本件対象保有個人情報について開示を求めるもの

であるため、処分庁において、探索した結果、審査請求人が求める個人情報、同人が提出した特定告訴状の写し、決裁書及び返戻理由書に記録された保有個人情報であると特定したものと認められる。

ウ 審査請求人が求める個人情報が「訴訟に関する書類」に該当することについて

通常、検察官は、告訴状又は告発状、その添付証拠及び追加書類等の提出を受けた後、告訴等に係る事実が特定されているか否かなどの所要の事項につき確認し、告訴等の事実の特定が不十分である場合、告訴人等に対し、その補正を促し、また、告訴等の事実が明らかに犯罪を構成しない場合等については、告訴人等にその理由を説明し、直ちに告訴等の受理手続をしない場合もある。

検察官は、このような告訴状の受理の判断に係る検討の過程において、当該告訴状に記載された事実関係の特定のため、提出者からの事情聴取を行ったり、関係資料を収集したりするほか、告訴の対象とされた者の存否や立場等を確認するために必要な捜査等を行うこととなる。

このような捜査過程において収集される各種資料等に基づく検討結果は、当該告訴状等が受理されたか否かにかかわらず、典型的に秘密性が高いことが多く、その大部分が被害者や告訴等の対象とされた者等の個人に関する情報から構成されるものであることに加え、これを公にすれば、犯罪の捜査、公訴の維持その他公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ大きいと認められる。

審査請求人は、同人が「東京高等検察庁内検事総長」宛として提出した特定告訴状の写し、決裁書及び返戻理由書を対象文書として特定し、これらがいずれも「訴訟に関する書類」に該当しないことなどを理由に原処分を取り消すことを求めているところ、刑訴法53条の2に規定されている「訴訟に関する書類」は、訴訟記録に限らず、不起訴記録、不提出記録はもとより、不受理とされた告訴に係る書類やその写しもこれに含まれると解されることについて、過去の答申においても、何度となくその判断が示されているところであり、また、決裁書については、検察官が提出された告訴状を受理するか、返戻するかについて判断する過程において、必要に応じて、刑訴法等の関係法令上認められた権限を行使し、関係資料の収集等の所要の捜査等を行う上で作成又は取得されたものであり、返戻理由書については、検察官の捜査権行使の結果を示す内容を有するものであることから、いずれも捜査の過程で作成又は取得された記録に記録された個人情報であるということができ、いずれも刑訴法53条の2第2項の「訴訟に関する書類に記録された個人情報」に該

当するものと認められる。

(2) その他審査請求人の主張について

その他審査請求人は種々主張するが、いずれも理由がなく、上記判断を左右するものではない。

3 結論

以上のとおり、本件開示請求において、本件文書は、告訴事件等に関して作成又は取得する書類であり、刑訴法53条の2第2項の「訴訟に関する書類」に該当し、法4章の適用が除外されたとした処分庁が行った原処分は妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和2年6月17日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 令和3年4月16日 審議
- ④ 同年5月14日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報は、本件文書に記録された保有個人情報である。

処分庁は、本件対象保有個人情報は、刑訴法53条の2第2項の「訴訟に関する書類に記録されている個人情報」に該当し、法第4章の規定の適用が除外されているとして、これを不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、審査請求書（別紙2）によれば、①訴訟に関する書類の該当要件を明らかにすること、②訴訟に関する書類に該当することについて証明することなどと主張し、原処分の取消しを求めているところ、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象保有個人情報に対する法第4章の規定の適用の可否について検討する。

2 本件対象保有個人情報に対する法第4章の規定の適用の可否について

(1) 「訴訟に関する書類」の意義

刑訴法53条の2第2項の「訴訟に関する書類」とは、被疑事件・被告事件に関して作成され、又は取得された書類であると解されるところ、同項がこれを法の規定の適用から除外した趣旨及び法の適用除外の対象については、諮問庁が上記第3の2(1)アで説明するとおりであり、訴訟記録に限らず、不起訴記録や不提出記録も「訴訟に関する書類」に含まれるものと解される。

(2) 「訴訟に関する書類」該当性

本件対象保有個人情報は、要するに、審査請求人が告訴状等を添付して提出した上申書の送付から返戻までの手続に係る本件文書に記録された保有個人情報であることから、検察官の捜査権行使の過程や結果を示

す内容を有するものであって、捜査の過程で作成又は取得された書類に記録された保有個人情報であると認められる。

- (3) そうすると、上記第3の2(1)ウの諮問庁の説明は首肯でき、本件対象保有個人情報は、刑訴法53条の2第2項の「訴訟に関する書類に記録されている個人情報」に該当するものと認められるから、法第4章の規定は適用されないものである。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、刑訴法53条の2第2項の「訴訟に関する書類に記録されている個人情報」に該当し、法第4章の規定は適用されないとして不開示とした決定については、本件対象保有個人情報は同項に規定する「訴訟に関する書類に記録されている個人情報」に該当すると認められるので、妥当であると判断した。

(第1部会)

委員 小泉博嗣, 委員 池田陽子, 委員 木村琢磨

別紙 1 本件対象保有個人情報記録された文書（本件文書）

令和 2 年（行個）諮問第 8 号＜ 2 P ＞ 1 6 行目で特定した「東京高等検察  
庁内検事総長」宛の文書に係る上申書の写し，決裁決書，返戻理由書

## 別紙 2 審査請求書

### 第 1 審査請求の理由

審査請求人は、特定検事総長から、令和 2 年 3 月 1 7 日付け最高検第 8 9 号の保有個人情報不開示決定処分を受けた。

しかし、本件処分は、不当であること。

#### (1) 経緯

ア 開示請求文言＝「令和 2 年（行個）諮問第 8 号＜ 2 P ＞ 1 6 行目で特定した「東京高等検察庁内検事総長」宛ての文書に係る上申書の写し，決裁書，返房理由書 に記録された保有個人情報」である。

イ 特定検事総長が特定した文書名＝「令和 2 年（行個）諮問第 8 号＜ 2 P ＞ 1 6 行目で特定した「東京高等検察庁内検事総長」宛ての文書に係る上申書の写し，決裁書，返房理由書」

ウ 不開示決定理由文言（特定検事総長の主張）＝「当該各文書は，告訴事件等に関して作成又は取得する書類であり，いずれも訴訟に関する書類に該当し，開示請求に係る保有個人情報は，刑事訴訟法 5 3 条の 2 第 2 項の規定により，法 4 章の適用が除外される「訴訟に関する書類に記録されている個人情報」に該当するため。」

#### (2) 特定検事総長がした不開示理由の違法性について

ア 上申書の写しについては，開示請求人が作成した文書であり，原本は返戻されている事実がある。

この事実から不開示には当たらない。

イ 決裁書については，検察官は告訴告発人対して，刑訴法 2 6 0 条所定の義務を負い，意思決定が正しく行われたことの証拠資料である。

この事実から不開示には当たらない。

ウ 返房理由書については，検察官は告訴告発人対して，刑訴法 2 6 1 条所定の義務があること。

上記の義務によって，開示請求人に対して，交付された文書である。

エ この事実から，特定検事総長がした最高検企第 8 9 号の処分は，有印公文書虚偽記載罪・同文書行使罪に該当すること。

### オ 不開示文言理由について

「同文書については、いずれも「訴訟に関する書類」に該当することである。」

⇒ 特定検事総長が特定したこれらの文書は、「訴訟に関する書類」には該当しないこと。

否認理由は、訴訟自体が存在していない。

具体的にどの様な訴訟を指示しているのか、明らかにすることを求める。

### カ 情報提供の違法性

㊦ 「訴訟に関する書類」に該当することが証明されていない。

㊧ 「訴訟に関する書類」の該当要件の説明を行っていない。

㊨ 証明を飛ばして、いきなり（情報公開法の適用除外）刑事訴訟法 53 条の 2 第 2 項の規定を適用していること。

### 第 2 処分庁に対しての申入れ事項

ア 「訴訟に関する書類」の該当要件を明らかにすることを求める。

イ 「訴訟に関する書類」に該当することについて証明することを求める。

ウ 「決裁書について、意思決定が適切に行われたこと」について、明らかにすることを求める。

エ 特定検事総長が、決裁書を不開示とした行為は、開示請求に係る決裁者がした犯人隠避罪（刑法 103）不作為犯該当する事実を隠避する行為であることを認めることを求める。